

議案第237号

指定管理者の指定について

三橋総合公園プール等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市西区三橋5丁目190番地	三橋総合公園プール
さいたま市西区三橋6丁目1709番地3	三橋プール

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市中央区新都心11番地2 さいたま新都心LAタワー30F
- (2) 名称 クリーン工房・さいたま管理システム連合体
- (3) 代表者 株式会社クリーン工房
代表取締役 川鍋 大二

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで